

社協だより ふくし しらはま

社会福祉法人
白浜町社会福祉協議会

〒 649-2324 白浜町十九淵 274 番地の 1
TEL 0739-45-2711 FAX 0739-45-2777
Eメールアドレス info@shirahama-syakyo.jp

日置川支部

〒 649-2511 白浜町日置 197 番地の 1
高齢者生活福祉センター夢の里内
TEL 0739-52-2111 FAX 0739-52-2666
Eメールアドレス hikigawa@shirahama-syakyo.jp

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が不十分な方の権利や財産を守るための制度です。本会では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一員として、成年後見制度における以下の取り組みを進めています。

【地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき機能】

◇成年後見制度広報・啓発活動

成年後見制度を知っていただくため、広報紙やラジオ放送での啓発活動を実施

◇成年後見制度に関する相談受付

制度内容や家庭裁判所への申立てなど、成年後見制度についての各種相談

◇成年後見制度の担い手の育成

成年後見制度を広く知っていただき、成年後見制度を利用される方々への支援体制を整備

◇後見人等への支援機能

親族後見人および親族後見を開始されようとする方々への助言などの実施

成年後見等制度って何？

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方は、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。また、判断能力が十分でないために、悪徳商法などの被害に遭うおそれもあります。成年後見制度とは、こうした自分ひとりで判断することが難しい方に対して、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や介護サービス等の契約を本人に代わって行い、権利を守り生活を支援する制度です。

成年後見等制度について、制度内容等を聞いてみたいという方は本会までご相談ください。

【成年後見等制度の種類】

対象となる方の判断能力により「成年後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型に分かれます。
これらの類型により代理できる法律行為および支援できる内容が異なります。

成年後見に関する各種ご相談・お問い合わせは

【高齢者に関するご相談】 役場民生課地域包括支援センター ☎ 43-6596

【障害者に関するご相談】 役場民生課福祉係 ☎ 43-5702

【高齢者・障害者に関するご相談】 白浜町社会福祉協議会白浜本部 ☎ 45-2711

【日置川地区でのご相談】 白浜町社会福祉協議会日置川支部 ☎ 52-2111

※詳しくは相談窓口にお問合せください。



福祉相談所設置日程

【時間】午後1時30分から午後4時
(当日受付は午後3時まで)
1人約15分程度の相談となります。

【予約およびお問い合わせ】

白浜支部 : TEL 45-2711
日置川支部 : TEL 52-2111

※お申し込みは、各支部事務所まで。
※混雑する場合や日程の変更、中止の場合もご
いますので、事前にご予約ください。

白浜本部

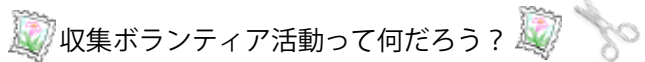
日程	内容	会場
4/5	司法書士	本部事務所
4/12	人権	青少年研修センター
4/19	法律	本部事務所
5/10	司法書士	

日置川支部

日程	内容	会場
4/2	法律	高齢者生活福祉センター
4/26	成年後見	
5/7	法律	みまい荘

※各相談は、中止とさせていただく場合がございます。実
施の有無を確認、ご予約の上、ご来場ください。

収集ボランティア活動を始めませんか



収集ボランティア活動って何だろう？
ボランティア活動には、さまざまな種類の活動が
あります。そのうちのひとつとして、収集ボランティ
ア活動があります。普段の生活の中で、何気なく捨
ててしまっているものがリサイクルできたり、収益
を得ることができるものであったりします。一人ひ
とりの収集活動を広めることで成り立っている活動
です。皆さまのご協力をお願いします。



社会福祉協議会ではこんな物を集めています
書き損じハガキ、古切手、アルミ缶などを収集し
ています。他にも、金属部品の付いている入れ歯等
も収集しています。また、その他教育機関の行っ
ている収集活動にも協力しています。詳しくは、下記
までお問合せください。



お問い合わせ先・収集場所
本会本部事務所もしくは
日置川支部までお願いします。

福祉総合相談事業



相談の種類

種類	相談員	内容
法律	弁護士	法律に基づく対処方法等に関する相談
財産・登記	司法書士	財産登記の手続き等に関する相談
人権	人権擁護委員	人権の侵害等に関する相談

日常生活上の悩みごとから専門的な相談まで、あらゆる相談に応じるため、専
門の相談員がお話しをお伺いし、問題解決に向けてのアドバイスをさせていただきます。
「どこに相談したらいいの？」 そんな時は、先ずはご連絡ください。

相談所開設日

法律相談は、原則として白浜地区第3月曜日、日置川地区第1金曜日です。その他の専
門相談の詳しい開設日については、『福祉相談所設置日程』をご確認いただくか、社協各支部までお問
い合わせください。

※相談時間は、1人15分程度となります。

※相談内容によっては、他の相談機関を紹介させていただく場合がございますので、ご了承ください。

【主な相談内容】

- ・ 介護保険の利用に関すること
- ・ その他高齢者の利用できる制度に
関すること

本会では、日置川地域在住の高齢者
やその親族の皆さんが、介護などに
ついでに相談をより身近な場所で気軽
に行うことができるように、高齢者生
活福祉センター夢の里内に高齢者の相
談窓口を受託運営しています。
高齢者の福祉制度についてなど、気
になる事がございましたら、本会日置
川支部までご相談ください。

日置川地区高齢者相談事業 ブランチ相談窓口の設置

※書き損じハガキ・古切手・清拭布・
プルタブなども多くの方からいただき
ました。ありがとうございました。

湯崎 百合^{ゆり} 隆^{たかし} 様
コール・しらら 様
(令和3年2月末迄)

寄付者ご芳名

※社協だよりは、共同募金配分金や社協会費等を活用して掲載しています。